



## CaN International 東京事務所 新年のご挨拶

新年を迎え、1月11日(金)に、CaN International 東京事務所のメンバーで強運厄除の御利益で名高い小網神社へ初詣に行き参りました。

本年も弊グループ丸となってお客様により良いサービスのご提供を心掛け、精進いたします。本年も引き続き、変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 新メンバーが入社しました！

### CaN International 税理士法人に 吉良美知子が入社しました！

2003年	米国の大学卒業
2004年	KPMG LLP コロンバス事務所 入社
2006年	KPMG 税理士法人 東京事務所 入所
2019年	CaN International 税理士法人入所

これまで、大手会計事務所の米国および東京事務所で勤務し、主に日系企業向けの税務コンサルティング業務に従事してきました。

今後は、これまでの経験を活かして、クロスボーダーに関連する会計・税務コンサルティング業務に従事します。

## 国際税務事例

### グーグル日本法人 移転価格について国税が指摘との報道

米国グーグル社の日本法人が、2015年12月期を対象とする東京国税局の税務調査で、約35億円の過少申告を指摘されていたことが、新聞各社によって報道されました。この結果、同日本法人は2015年12月期の法人所得を約35億円増加させる修正申告を行い、2016年12月期についても法人所得税を約60億円増加させる申告を行っていたとのこと。

記事によると、シンガポール法人を支援するために日本法人が日本国内の広告主や広告会社への営業やコンサルタント業務を行い、経費に8%をマークアップした金額をシンガポール法人から報酬として受け取っていた取引が問題になったとのこと。

### 関係会社間取引の 対価決定にはご注意を！

関係会社間取引においてコストベースを基礎とした対価の決定方法は、外資系企業の日本法人及び日系企業の海外現地法人においても、多く見受けられます。

サービスカンパニーが関係会社に対して付加価値が高いと考えられる業務を提供している場合に、コストベースでの対価の決定が実態と照らして適切であるかを検討する必要があると考えられる事例も実務上は見受けられるため、留意が必要です。